

要 望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持について

○現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持するよう強く要望する。

2. 平成 27 年度社会福祉関係予算の確保について

(1) 子ども・子育て支援新制度

○平成 27 年 4 月施行の子ども・子育て支援新制度は、消費増税の増収等の財源をもとに施行とされていたが、この度、消費税増税が延期された。

○消費税率の引き上げ時期に関わらず、平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援制度の「量的拡充」と「質の改善」を実現させる 7000 億円の財源確保を図るよう強く要望する。さらに、質の改善に必要とされる 3000 億円超の財源についても、引き続き財源確保に最大限努力いただきたい。

(2) セーフティネット支援対策等事業費補助金・生活困窮者自立支援制度

○新法による生活困窮者自立支援制度は、平成 27 年度より本格実施される。それと一体的に実施されるセーフティネット支援対策等事業費補助金等による生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等は、地域福祉の推進に不可欠な事業であり、平成 27 年度の必要な予算確保を図るよう強く要望する。

(3) 介護報酬の改定

○平成 27 年度介護報酬改定に向けて協議が進められているが、利用者への安定した介護サービスの提供に支障がなきよう必要な介護報酬の設定を要望する。

○また、行政改革推進会議の秋のレビューにおいて、内部留保について、国庫に返納などとの指摘があるが、不適切な意見と考える。

3. 社会福祉法人のあり方について

○現在、社会保障審議会福祉部会では、社会福祉法人制度の見直し等について審議を行い、平成 27 年に社会福祉法が改正予定とされている。

○とくに、地域公益活動の取組は、社会福祉法人が自主的・主体的に、柔軟できめ細やかな支援が実施できる仕組み、法改正とすべきである。

○また、社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、福祉人材の確保・定着が急務な課題とされるなかであって、重要であり、引き続き慎重な検討を進められたい。